

血管内超音波画像診断装置賃貸借 仕様書

1 件名

血管内超音波画像診断装置の賃貸借

2 適用範囲

本仕様書の適用範囲は、循環器用超音波画像診断装置の賃貸借、設置、動作検証、教育、研修、各種調整、及び保守点検等とする。

3 品名及び数量

血管内超音波画像診断装置（CORE Mobile イメージングシステム） 一式

血管内超音波画像診断装置（IntraSight Mobile イメージングシステム） 一式

汎用画像診断装置ワークステーション（SyncVision システム） 一式

4 契約期間

2025年6月1日から2026年5月31日まで

5 納入場所

中央放射線部 当院の指定する場所

6 搬入・設置及び借入期間終了後の引き上げ

- (1) 本調達機器等の搬入・設置及び借入期間終了後の引き上げは、受注者の責任と負担において行うものとする。また、借入期間終了に伴う引き上げ等に際して当院及び他業者との調整が必要な場合、受注者に発生する費用については本調達の範囲内とすること。
- (2) 当院の指示する場所に搬入・設置を行い、当該機器の利用に不要なものは撤去すること。なお、当該機器の設置場所の変更が生じた場合は、当院の指示に従って移設等を行うこと。ただし、移設にあたって費用が発生する場合は、双方協議のうえ決定すること。
- (3) 搬出入は当院の指示に従い実施すること。また、必要な手続きについては遅滞なく行うこと。
- (4) 本調達機器の借入期間終了時、当該機器を撤去・搬出することとなった場合、必要な経費（養生品、機材、車両等を含む）は、すべて受注者が負担すること。

7 保守点検

- (1) 受注者は、当該機器が常に正常な稼働をするよう保守を行うこと。
- (2) 受注者は、当該機器に関する保守を無償で提供すること。
- (3) 保守期間は、契約期間が終了までとする。
- (4) 障害発生時には、当院及びメーカー等と綿密な調整・連携を行い、受注者の責任と負担で保守作業を行うこと。

8 問い合わせ受付窓口対応

- (1) 受注者は、当該機器に関する当院からの問い合わせや、各種保守対応依頼を一元的に受け付ける問い合わせ受付窓口を設けること。
- (2) 問い合わせの受付時間は、休日・祝日・休業日を除く月曜日から金曜日までの 9:00 から 17:30（原則として当日対応）までとする。ただし、当院が緊急かつ業務に支障を来すと判断した場合はこの限りではない。
- (3) 障害について対応したときは、障害報告書を作成し、当院に報告すること。
- (4) 受付時間内は、電話によるサポートを随時行うこと。

9 秘密保持・個人情報保護等

- (1) 受注者は、契約期間中はもとより契約期間終了後であっても、本業務を履行するうえで知り得た当院に係る情報を第三者に開示又は漏えいしないこととし、そのために必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、当院が別記に定める「個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人情報を取り扱うこと。

10 契約条件等

- (1) 岐阜県入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (2) 事務手続きに使用する言語は日本語であること。
- (3) 使用する通貨単位は円であること。

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集する場合は、本人から収集し、又は本人以外から収集するときは本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(廃棄)

第5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(事務従事者への周知)

第8 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務については、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第11 甲は、乙が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第12 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。